除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第３号

東京都町田市矢部町2709番
申立人　株式会社フラワーショップ美樹
代表者代表取締役　佐古　和弘
権利を争う旨の申述の終期　平成29年２月10日
平成29年２月16日　相模原簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　458540
金額　1,601,775円
支払人　株式会社伊藤典範横浜銀行上溝支店
支払地　神奈川県相模原市中央区上溝５丁目
振出日　平成28年９月20日
振出地　神奈川県相模原市中央区
振出人　株式会社伊藤典範　代表取締役　伊藤公男
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

横浜市中区本町６丁目50番地１
申立人　独立行政法人都市再生機構
代表者理事長　中島　正弘
代理人　村井　一元
代理人弁護士　舩越　豊
権利の届出の終期　平成29年２月15日
平成29年２月16日　佐倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
１物件の表示
⑴土地　船橋市小室町45番４
田　153.00平方メートル
⑵土地　船橋市小室町55番１
田　426.00平方メートル
⑶土地　船橋市大神保町500番３
田　832.00平方メートル
２登記した権利の内容
⑴千葉地方法務局船橋支局明治33年６月15日受付第852号抵当権設定登記
原因　明治17年１月10日金円借用
債権額　金97円
利息　無利息
債務者　船橋市小室町155番地
米井政右エ門
抵当権者　印旛郡白井村興学永続講
⑵千葉地方法務局船橋支局明治33年６月15日受付第853号抵当権設定登記
原因　明治17年５月23日金銭消費貸借
債権額　金93円
利息　無
債務者　千葉郡豊富村小室155番地
米井政右エ門
抵当権者　印旛郡白井村興学永続講
⑶千葉地方法務局船橋支局明治33年６月15日受付第860号抵当権設定登記
原因　明治19年12月12日落札金割済契約
債権額　金62円
利息　無利息
債務者　押田　元吉
抵当権者　印旛郡白井町
興学永続講

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４２号

川崎市川崎区日進町１番地サンスクエア川崎８―701号
債務者　有限会社雪梅
代表者取締役　金　東姫
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　平成29年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午前10時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０号

川崎市川崎区浅田２丁目２番13号
債務者　株式会社ＳＳＬ神奈川社
代表者代表取締役　植田　裕
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　克己
４　破産債権の届出期間　平成29年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２号

川崎市高津区久地１丁目15番２号エスパッソブリーリョ103
債務者　株式会社プライム
代表者代表取締役　西谷　博文
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澄川　圭
４　破産債権の届出期間　平成29年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号

札幌市東区北25条東18丁目８番１号
債務者　株式会社グリーンパートナー
代表者代表清算人　高田　清俊
１　決定年月日時　平成29年２月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　哲
４　破産債権の届出期間　平成29年４月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後３時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２号

東京都府中市美好町１丁目11番地の３
債務者　株式会社沢地
代表者代表取締役　辻原　尚寿
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　祐志
４　破産債権の届出期間　平成29年４月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０５１号

神戸市中央区八幡通４丁目２番24号豊島第一ビル203号室
債務者　株式会社ボイド
代表者代表取締役　高倉　巧磨
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森竹　和政
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前10時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９号

神戸市長田区西丸山町３丁目７番28号
債務者　米川研磨工業有限会社
代表者代表取締役　米川　貢市
１　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大削　武雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３８号

大阪府河内長野市西代町１番14号
債務者　有限会社ＮＥＫＫインターナショナル
代表者取締役　堀内　圭三
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藏本　隆之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２５号

大阪市北区同心１丁目５番11号
債務者　株式会社アトラス
代表者代表取締役　野瀬　健次
１　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９号

栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚字半塚南811番地４
債務者　株式会社カトウ工業
代表者代表取締役　加藤　勝広
１　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部